

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【公表番号】特表2004-529120(P2004-529120A)  
 【公表日】平成16年9月24日(2004.9.24)  
 【年通号数】公開・登録公報2004-037  
 【出願番号】特願2002-572806(P2002-572806)  
 【国際特許分類】

A 0 1 N 41/12 (2006.01)  
 A 0 1 N 25/02 (2006.01)  
 A 0 1 N 25/04 (2006.01)  
 A 0 1 N 25/18 (2006.01)  
 A 0 1 N 25/28 (2006.01)  
 A 0 1 N 41/10 (2006.01)

【F I】

A 0 1 N 41/12  
 A 0 1 N 25/02  
 A 0 1 N 25/04 1 0 1  
 A 0 1 N 25/18 1 0 2 Z  
 A 0 1 N 25/28  
 A 0 1 N 41/10 C

【誤訳訂正書】  
 【提出日】平成24年3月27日(2012.3.27)

【誤訳訂正1】  
 【訂正対象書類名】特許請求の範囲  
 【訂正対象項目名】全文  
 【訂正方法】変更  
 【訂正の内容】  
 【特許請求の範囲】  
 【請求項1】

線虫撲滅効果、殺真菌効果、殺虫効果および殺菌効果を有する、燻蒸塗布による土壤または人口土壤の処理方法において、

二硫化ジメチル(DMDS)を150~1000kg/haの量で土壤または人口土壤に燻蒸塗布することを特徴とする方法。

【請求項2】

二硫化ジメチル(DMDS)をそのままの状態か、水性乳剤、ミクロエマルジョンまたは生分解性溶剤溶液の形で燻蒸塗布する請求項1に記載の処理方法。

【請求項3】

1,3-ジクロロプロペン、クロロピクリン、 $\text{CH}_3\text{-NH-CS}_2\text{-Na}^+$ またはテトラチオカーボネートナトリウムの水溶液およびイソチオシアン酸メチルから成る群の中から選択される他の農薬物質を用いた処理を同時または別々に行う請求項1または2に記載の処理方法。

【誤訳訂正2】  
 【訂正対象書類名】明細書  
 【訂正対象項目名】0001  
 【訂正方法】変更  
 【訂正の内容】  
 【0001】

本発明は農業分野に関するものである。

本発明の対象は土壌または人口土壌（植物の基質、substrates、コンポスト、泥炭、torbafes、岩綿、laine de roche・・・、以下「植物基質」ともいう）の処理、特に土壌中の線虫(nematodes)、病原性真菌(champignons pathogenes)、害虫(insectes nuisibles)および細菌(bacteries)をコントロールするのに用いられる臭化メチル代替品に関するものである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

臭化メチルの使用が禁止されて以来、多くの研究がされており、農薬としては数百種類が存在する（Clive Tombin編、農薬マニュアル、第10版には700種以上の線虫駆除薬、防カビ剤、殺虫剤、殺菌剤が記録されている）が、臭化メチルの代わりに土壌または基質の燻蒸（fumigation）に用いることのできる分子はほとんど見付かっていない。